

エリア活動委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、地域防災活動を強化するため、福岡県内を複数のエリアに分け、各エリアにおける防災活動の連携を促進し、地域に根差した防災体制の構築とエリア間の連携も視野に入れた活動を担う「エリア活動委員会」（以下「本委員会」という）の設置および運営に関する事項を定める

(設置根拠)

第2条 本委員会は、「日本防災士会福岡県支部委員会規程」第2条に基づき設置する

(所掌事項)

第3条 本委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、委員会の決定に基づき実施する

1. エリア規程の作成及び定期的な検証後の見直しに関すること
(定期的な評価や会員からの意見収集などを実施)
2. 県内を複数エリアに区割りする基準の策定と管理に関すること
3. 各エリアにおける防災活動の現状把握と課題の抽出
4. エリア内の会員間の交流促進の企画・立案
(定期的な会合、情報共有プラットフォームの活用など)
5. 行政・地域団体等との連携強化策の企画・立案
(ターゲットのリスト化と進捗状況の共有から実施)
6. エリアごとの活動計画の策定支援および情報共有に関すること
7. その他、本委員会の目的達成に必要な事項
(特に、自治体・地域団体との共同事業の検討を含む)

(構成)

第4条 本委員会の構成は以下の通りとする

1. 本委員会は、委員長1名、副委員長若干名および委員若干名で構成する
2. 委員長は、支部長が会員の中から選任・委嘱する
3. 副委員長は、委員長が委員の中から選任する
4. 委員は、支部長が各エリアの活動等を考慮して選任する

(ブロック会議)

第5条

1. 委員長は、本委員会の目的を達成するため、必要に応じてブロック会議を設置することができる
2. ブロック会議にはブロック長、副ブロック長を置き、委員長が委員の中から指名するブロック会議の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める

(開催)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する

(設置期間)

第7条 本委員会の設置期間は、各事業年度の初日である4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、必要に応じて**理事会**の承認を得て期間を延長または変更できる。なお、特段の異議がない限り、同一条件にて1年間自動的に更新されるも

のとする。

(要綱の変更)

第8条 この要綱は、**理事会**の議決によって変更することができる

2. この要綱を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 付則 —

(執行) 本要綱は、2026年4月18日からとする